

Weekly Report

第559号
令和2年6月29日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

7月から実施される主な制度等は

◎**自筆証書遺言書の保管制度**……7月10日から、法務局において自筆証書遺言を保管できる制度が開始されます。遺言者の住所地や本籍地、又は所有する不動産の所在地を管轄する法務局に申請できます（申請等は手数料がかかり、手続きには予約が必要）。

◎**低未利用土地等に係る譲渡所得の特別控除**……個人が都市計画区域内にある一定の低未利用土地等（所有期間5年超、譲渡価額500万円以下）を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除できる制度が創設されます。

◎**レジ袋の有料化**……小売業を営む全ての事業者に、持ち手のついたプラスチック製のレジ袋の有料化が義務付けられます。

◎**「あおり運転」厳罰化**……改正道交法により6月30日から「妨害運転罪」が創設され、通行を妨害する運転をした場合は違反1回で免許取消処分となり、最高で懲役5年又は罰金100万円の罰則が科されます。また、改正自動車運転処罰法が7月2日に施行され、走行中の車の前方で停止する等の妨害運転が「危険運転致

死傷罪」の対象に追加されます。

◎**マイナポイントの申込開始**……本年9月からマイナンバーカードの取得者を対象に実施される「マイナポイント事業」について、7月からマイナポイントの申込み（利用するキャッシュレス決済サービスを1つ選択）が始まります。

◎**家賃支援給付金**……テナント事業者で、本年5月～12月の売上が一定以上減少している場合に、支払賃料（月額）に基づいて算出した額の6ヵ月分（法人は最大600万円、個人は最大300万円）を給付する制度が開始予定です（詳細は現在検討中）。

「持続化給付金」の給付対象が拡大

新型コロナの影響を受けて売上が大幅に減少した事業者に対し、法人は200万円、個人事業者は100万円を上限に給付する「持続化給付金」は、今月22日時点で約165万件の事業者に対して約2兆2千億円が支給されています。

本年度第2次補正予算により、これまで同給付金の対象となっていなかった、①雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を主たる収入として、雑所得・給与所得で確定申告をしている個人事業者（フリーランスを含む）、②本年1月～3月に創業した事業者が、新たに対象となり、今月29日から受付が開始されました（これらは提出書類等が異なります）。

★★★7月のチェックポイント★★★

※納期の特例の承認を受けている企業（従業員数が常時10人未満）の源泉所得税（1月～6月分）の申告・納付期限は7月10日（金）です。

※健保・厚年の「被保険者報酬月額算定基礎届」の提出期限は7月10日（金）です。

※「労働保険の年度更新」の申告および保険料納付等の手続きは8月31日まで延長されます。

※新型コロナの第2波と熱中症が器具されます。職場での3密防止、換気の確保、手洗い、テレワーク、時差通勤など、引き続き対策を。